

や、情報の取扱いルール等を相互に確認しておくことが期待される。

(参照：厚生労働省「平成27年度キャリアコンサルティング研究会報告書」(2016年3月))

2 職業倫理・倫理綱領

出題のテーマ	1級	2級	国キャリア
全体	☆4	☆9	☆7
守秘義務、事例発表時の注意	★11	☆1★13	★1
説明責任	★7	☆2	
任務の範囲	★2		☆1
相談者との関係、ハラスメント、多重関係	☆3	★1	
組織との関係、利益相反	★1	★12	★2
その他		★2	★2

1. 職業能力開発促進法に規定された義務

- ・信用失墜行為の禁止：キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルタントの信用を傷つけ、又はキャリアコンサルタント全体の不名誉となるような行為をしてはならない（第30条の27第1項）。
- ・守秘義務：キャリアコンサルタントは、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。キャリアコンサルタントでなくなった後においても、同様とする（第30条の27第2項）。

2. キャリアコンサルタント倫理綱領（抄：2016年4月改訂）

- ・キャリアコンサルタントは、労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うことを職務とする。
- ・キャリアコンサルタントの使命は、相談者のキャリア形成上の問題・課題の解決とキャリアの発達を支援し、もって組織および社会の発展に寄与することである。

（基本的理念）

第1条 キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルティングを行うにあたり、人間尊重を基本理念とし、個の尊厳を侵してはならない。

2 キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルティングが、相談者の生涯にわたる充実したキャリア形成に影響を与えることを自覚して誠実に職務を遂行しなければならない。

【趣旨】

- ・キャリアコンサルタントは「相談者の生涯にわたる充実したキャリア形成に影響を与えること」がどのような意味を持つのかを絶えず意識しながら、「相談者の生涯にわたる充実したキャリア形成」の意味を十分に理解するとともに、職責の重要性を自覚し、絶えざる自己研鑽を積み、活動しなければならない。

（信頼の保持・醸成）

第3条 キャリアコンサルタントは、常に公正な態度をもって職務を行い、専門家としての信頼を保持しなければならない。

2 キャリアコンサルタントは、相談者を国籍・性別・年齢・宗教・信条・心身の障害・社会的